

深谷市手数料条例改正2025.4.1施行

※深谷市は限定行政庁のため、以下の物件が対象です。

木造：2階建て以下かつ延べ面積300m²以下（法6条1項1号に該当する特殊建築物を除く）

非木造：平屋かつ延べ面積200m²以下

確認申請手数料			
区分	床面積の合計	金額（円）	
建築物に関する確認申請 又は計画通知手数料 敷地単位 (複数棟は床面積を合算して手数料を算出)	～ 30m ² 以内	8,000	
	30m ² 超え ～ 100m ² 以下	20,000	
	100m ² 超え ～ 200m ² 以下	34,000	
	200m ² 超え ～ 300m ² 以下	36,000	
	300m ² 超え ～ 500m ² 以下	39,000	
	500m ² 超え ～ 1,000m ² 以下	58,000	
	1,000m ² 超え ～ 2,000m ² 以下	78,000	
	2,000m ² 超え ～ 10,000m ² 以下	235,000	
	10,000m ² 超え ～ 50,000m ² 以下	420,000	
	50,000m ² 超え ～	777,000	
建築確認 (建築物省エネ法 仕様基準で申請する 場合の加算) 建築物単位	一戸建ての住宅	～ 200m ² 未満	14,000
		200m ² 以上 ～ 300m ² 以下	16,000
	住宅用途を含む 建築物の 住宅部分	～ 300m ² 以下	27,000
	一戸建ての住宅（変更）	～ 200m ² 未満	7,000
		200m ² 以上 ～ 300m ² 以下	8,000
	住宅用途を含む 建築物の 住宅部分（変更）	～ 300m ² 以下	13,500